

建設リサイクル法による 届出・通知が オンラインでできます

◎令和7年2月3日(月)から

以下に該当する工事は、「LoGo フォーム」で
オンライン申請ができます

※従来の「東京共同電子申請・届出サービス」による申請は、令和7年2月16日で終了

地域	対象の工事	受理窓口	問合せ先
23区	23区内で行う工事のうち、延べ面積が10,000㎡を超える建物の敷地における解体工事・新築工事など東京都が届出を受理するもの(※)	都市整備局 市街地建築部 建築指導課	☎03-5388-3373
島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村で行う工事		
多摩	昭島市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市で行う工事	多摩建築指導事務所 建築指導第一課	☎042-548-2056
	小金井市、東村山市、清瀬市、東久留米市で行う工事	多摩建築指導事務所 建築指導第二課	☎042-313-3409
	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町で行う工事	多摩建築指導事務所 建築指導第三課	☎0428-23-3289

※対象となる工事の詳細は、東京都 都市整備局のHPをご覧ください。

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/recy_kubun.htm

■問合せ先

<届出・通知の内容に関すること>

上表の受理窓口にご連絡ください。

<LoGoフォームの操作方法に関すること>

フリーダイヤル ☎ 0120-711-123 (平日 9:00~17:00)

問合せフォーム <https://logoform.jp/form/r8U7/597992>

オンライン手続の流れ

① 東京都都市整備局ホームページ 「建設リサイクル法に基づく届出・通知 オンライン申請の方法」にアクセス

建設リサイクル法 オンライン申請 検索



都市整備局ホームページ

② 「申請の流れ」から「建設リサイクル法に 基づく届出」のリンクをクリック

※通知の場合は「建設リサイクル法に基づく通知」のリンクを選択

申請の流れ

①建設リサイクル法に基づく届出の場合

こちらをクリック

建設リサイクル法に基づく通知の場合は**こちらをクリック**

※初めて本サービスを利用される方は、ログインIDの登録が必要になります。
詳しくはこちらをご覧ください。

リンクをクリックすると申請フォームに移動します



申請フォーム画面

③ 申請フォームから必要事項の入力・必要書類の添付を行い、申請してください。

下記のフォームにご入力をお願いします。

届出日
令和 6年 11月 19日

届出者 必須

☐ 発注者又は自主施工者
☐ 代理者

届出の種類 必須

☐ 新規届出
☐ 変更届出

※届出書の内容のうち、工事工程や分別解体等の計画等を変更しようとする場合には、その届出に係る工事着手の7日前までに、変更届出書を届出する必要があります。
なお、工事着手後に生じた変更については、変更の届出は不要です。適正な分別解体等を確保するよう分別解体等の計画を変更し工事を行ってください。

← 最初に戻る ← 1つ前の画面に戻る **→ 送信**

必要事項を入力

「送信」ボタンをクリックして申請完了

※申請直後に「送信完了」メールが届きます。

※初めてこのサービスを利用する場合、
「新規アカウント登録」が必要になります。

**LoGoフォーム
新規アカウント登録**

受信可能なメールアドレスを入力してください。
アカウント登録用のメールをお送りします。

※ [no-reply@logoform.jp] が受信拒否設定になっていないか、事前にご確認ください。

メールアドレス

9 / 128

アカウント登録用のメールを送信

または

外部サービスと連携してアカウントを登録

④ 届出済みシールの受領・掲示

○申請内容を都の職員が確認し、不備がなければ「電子文書発行」メールが届きます。

○メール記載のリンクをクリックすると「LoGoフォーム」の「建設リサイクル法に基づく届出・通知」画面が表示されるため、「電子文書」の「ダウンロード」のラベルから「受領書・届出済みシール」印刷用ファイルをダウンロードしてください。

○「届出済みシール」を印刷して、工事現場に掲示する「建設業者許可票」等に貼り付けてください。

受領書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第19条に基づく届出書（通知書）を受領しました。

1 受 領 日 2021年10月18日

2 発 注 者 氏 名 株式会社 東京都庁

3 工事の場所 千代田区 〇〇-〇〇-〇

受 付 番 号: 1

【お問い合わせ先】
都市整備局都市計画建設部都市整備課
TEL 03-5380-3113
所管範囲: 23区のうち都知事の事務とならない区、島しょ

届出済みシール（印刷用）

届出済みシール（印刷用）を印刷し、工事現場に掲示してください。
※届出済みシール（印刷用）は、印刷時に自動的に届出済みシールの枠が印刷されます。

届出済みシール（印刷用）

掲示する届出済み
シール

ご注意ください！ 届出期限について

○届出は、**工事着手日の7日前まで**に行う必要があります。

○修正事項等がある場合等、都の職員から連絡させていただくことがあります。

○補正完了まで届出の受理ができないため、届出期限に余裕をもって手続きをお願いします。